

ご使用上の主な定め

水俣市の水道は、安全・快適にお使いいただくため「水俣市水道条例」等に基づき、ご使用いただけます。ご使用上の主な定めは次のとおりです。あらかじめご了解のうえ、ご使用ください。

1 水道局への届出

次のようなときは、すぐに水道局へお届けください。

- 新たに水道をご使用になるとき
- 水道の使用を中止するとき
- 水道の使用者の名義等が変わるとき
- 家を新築・増改築して水道工事が必要なとき
- 家を取り壊すとき
- その他変更があるとき

2 使用水量の検針

- 使用水量の検針は、毎月おこなっています。
- 検針日は地区によって異なり、「使用水量のお知らせ」に記載してあります。
- 水道メーターを検針することにより、使用水量を確認し、料金を算定します。
(毎月の検針によりふだん気が付かない水漏れを発見することができます。
いつも見やすく、正しい検針ができるようご協力をお願いします。)
- 水道メーターは、計量法に基づき8年で交換します。(水道局負担)

3 水道料金

- 使用水量によって計算します。
- 料金につきましては、ホームページまたはパンフレットをご参照ください。

4 水道料金の支払い

- 口座振替または納入通知書でのお支払いが選択できます。

5 給水の停止

- 事故や災害などの理由により、やむを得ず給水を停止または制限することがあります。
- 再三の催告等にもかかわらずお支払いいただけないときは、原則として給水を停止いたしますので、料金は支払期限内にお支払いください。

6 給水装置の管理

- 道路内の配水管から各家庭に引き込まれた給水管、水道メーター、蛇口などを給水装置といいます。
- 給水装置(水道メーターを除く)は、お客さまの所有(財産)ですので、適切な管理を行ってください。
- 給水装置の新設や改造、漏水・故障した場合の費用は、お客さまの負担になります。
(工事を行なう場合は、水道局または水俣市水道事業指定給水装置工事事業者へ連絡してください。)

水俣市水道局
〒867-8555
熊本県水俣市陣内1丁目1番1号
水道料金関係 (0966)63-2604
工事・総務関係 (0966)63-2234
FAX (0966)61-1221
Email wt-msk@crest.ocn.ne.jp
URL <http://www3.ocn.ne.jp/~mina-sui/>
詳しくは水道局ホームページまたはパンフレットをご覧ください。